

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)	科目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,022	2,093	貯金	1,652,848	1,663,037
預け金	981,022	1,035,128	当座貯金	17,281	14,688
系統預け金	968,564	1,024,117	普通貯金	6,349	9,256
系統外預け金	12,458	11,010	貯蓄貯金	36	41
金銭の信託	29,323	21,317	別段貯金	12,244	14,061
有価証券	622,431	587,413	定期貯金	1,616,910	1,624,967
国債	24,906	17,427	定期積金	26	21
地方債	1,561	4,743	譲渡性貯金	21,998	12,718
社債	11,422	11,825	借入金	9,000	20,900
外国証券	89,625	95,043	代理業務勘定	0	0
受益証券	494,914	458,374	その他負債	2,784	3,602
貸出金	93,526	100,269	未払法人税等	231	139
手形貸付	397	382	金融派生商品負債	1,605	950
証書貸付	57,560	68,936	仮受金	33	1,487
当座貸越	2,294	3,645	その他の負債	83	88
金融機関貸付	33,264	27,305	未払費用	829	935
割引手形	10	-	前受収益	2	1
その他資産	2,489	2,897	諸引当金	3,330	3,322
従業員貸付金	318	351	相互援助積立金	2,517	2,455
差入保証金	81	81	賞与引当金	61	73
仮払金	9	894	退職給付引当金	712	763
未収金	655	-	役員退職慰労引当金	38	29
その他の資産	260	376	繰延税金負債	3,160	4,828
未収収益	1,132	1,189	債務保証	354	297
前払費用	32	2	負債の部合計	1,693,476	1,708,706
有形固定資産	1,513	1,546	(純資産の部)		
建物	440	464	出資金	43,010	43,010
土地	1,045	1,045	(うち後配出資金)	(19,920)	(19,920)
その他の有形固定資産	27	36	再評価積立金	3	3
無形固定資産	39	43	利益剰余金	62,849	61,482
ソフトウェア	35	39	利益準備金	29,055	28,355
その他の無形固定資産	3	3	その他利益剰余金	33,793	33,126
外部出資	76,118	76,113	経営安定化対策積立金	4,200	4,200
系統出資	75,142	75,142	特別積立金	23,390	23,390
系統外出資	915	911	当期末処分剰余金	6,203	5,536
子会社等出資	60	60	(うち当期剰余金)	(4,082)	(3,388)
債務保証見返	354	297	会員資本合計	105,862	104,495
貸倒引当金	△ 82	△ 91	他有価証券評価差額金	10,900	14,031
			繰延ヘッジ損益	△ 1,481	△ 204
			評価・換算差額等合計	9,419	13,827
			純資産の部合計	115,282	118,323
資産の部合計	1,808,759	1,827,029	負債及び純資産の部合計	1,808,759	1,827,029

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
経常収益	16,775	16,608
資金運用収益	11,559	12,288
貸出金利息	899	911
預け金利息	23	80
有価証券利息配当金	4,797	5,566
その他受入利息	5,838	5,729
(うち受取奨励金)	(5,047)	(5,472)
(うち受取特別配当金)	(787)	(253)
役務取引等収益	1,096	1,106
受入為替手数料	30	31
その他の受入手数料	1,065	1,075
その他の役務取引等収益	0	0
その他事業収益	3,513	2,556
受取出資配当金	1,071	1,068
受取助成金	29	-
国債等債券売却益	2,412	1,487
その他経常収益	606	657
貸倒引当金戻入益	8	-
株式等売却益	-	100
金銭の信託運用益	565	517
その他の経常収益	32	39
経常費用	12,025	12,816
資金調達費用	8,721	9,103
貯金利息	44	144
譲渡性貯金利息	2	3
その他支払利息	8,673	8,955
(うち支払奨励金)	(8,673)	(8,954)
役務取引等費用	1,144	1,140
支払為替手数料	6	7
その他の支払手数料	1,138	1,132
その他事業費用	180	383
支払助成金	156	381
国債等債券売却損	22	1
金融派生商品費用	1	0
経費	1,885	1,883
人件費	1,102	1,094
物件費	715	716
税金	67	72
その他経常費用	93	305
貸倒引当金繰入額	-	21
相互援助積立金繰入額	61	60
株式等売却損	-	50
金銭の信託運用損	16	158
その他の経常費用	15	14
経常利益	4,750	3,791
特別利益	0	0
その他の特別利益	0	0
特別損失	5	5
固定資産処分損	3	1
その他の特別損失	1	4
税引前当期利益	4,744	3,785
法人税、住民税及び事業税	642	384
法人税等調整額	20	13
法人税等合計	662	397
当期剰余金	4,082	3,388
当期首繰越剰余金	2,120	2,147
当期末処分剰余金	6,203	5,536

経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
人 件 費	1,102	1,094
役員報酬	70	70
給料手当	788	784
うち賞与引当金繰入額	61	73
福利厚生費	174	175
退職給付費用	59	54
役員退職慰労金	0	—
役員退職慰労引当金繰入額	9	9
物 件 費	715	716
事業推進費	47	37
債権管理費	2	2
旅費交通費	10	9
業務費	382	388
負担金	106	104
施設費	163	172
雑費	2	2
税 金	67	72
合 計	1,885	1,883



キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	4,744	3,785
減価償却費	47	51
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 8	21
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 51	△ 7
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	59	73
資金運用収益	△ 11,559	△ 12,288
資金調達費用	8,721	9,103
有価証券関係損益 (△は益)	△ 2,390	△ 1,535
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 548	△ 359
為替差損益 (△は益)	△ 1,111	431
貸出金の純増 (△) 減	6,742	△ 7,522
預け金の純増 (△) 減	35,000	44,000
貯金の純増減 (△)	△ 908	24,362
借入金の純増減 (△)	△ 11,900	△ 6,400
資金運用による収入	12,467	13,050
資金調達による支出	△ 8,800	△ 9,131
事業分量配当金の支払額	△ 1,912	△ 1,899
その他	△ 1,263	△ 291
小 計	27,328	55,444
法人税等の支払額	△ 550	△ 386
事業活動によるキャッシュ・フロー	26,778	55,057
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 73,610	△ 129,842
有価証券の売却による収入	19,981	76,229
有価証券の償還による収入	15,803	24,401
金銭の信託の増加による支出	△ 7,408	△ 7,152
金銭の信託の減少による収入	100	2,831
固定資産の取得による支出	△ 14	△ 64
固定資産の売却による収入	—	0
外部出資の増加による支出	△ 4	—
外部出資の売却等による収入	—	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 45,152	△ 33,593
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 802	△ 802
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 802	△ 802
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	△ 19,176	20,661
VI 現金及び現金同等物の期首残高	76,187	55,525
VII 現金及び現金同等物の期末残高	57,010	76,187

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科目	令和3年度	令和2年度
1 当期末処分剰余金	6,203	5,536
2 剰余金処分量	3,622	3,415
(1) 利益準備金	900	700
(2) 任意積立金	—	—
経営安定化対策積立金	—	—
特別積立金	—	—
(3) 出資配当金	802	802
普通出資に対する配当金	623	623
後配出資に対する配当金	179	179
(4) 事業分量配当金	1,920	1,912
3 次期繰越剰余金	2,580	2,120

(注) 1. 普通出資に対する配当率および後配出資に対する配当率の割合は、次のとおりであります。

令和3年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%
令和2年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりであります。

令和3年度ネット定期貯金平均残高に対して
0.100% 1,619百万円
0.0186% 301百万円 (令和3年度特別措置)
令和2年度ネット定期貯金平均残高に対して
0.100% 1,611百万円
0.0187% 301百万円 (令和2年度特別措置)

3. 平成26年度より開始した経営安定化対策積立金の、積立目的、積立目標額、積立基準および取崩基準などは次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	当期末残高
経営安定化対策積立金	将来突発的に発生するリスクへの備えとして、当会の決算に大きな影響を及ぼす臨時的な損失もしくは支出の発生時に対応することを目的とする。	5,000	毎事業年度の剰余金処分により積み立てる。	この積立金の取り崩しは、以下に起因する事由が発生した時に、経営管理委員会の議決によって必要と認められた範囲内で相当額を取り崩すものとする。 ①会員に対する配当に影響を及ぼす有価証券などの減損損失および売却損 ②会計変更などの影響に伴う費用処理など、当会の決算に大きな影響を及ぼす損失・支出	4,200

注記表

令和3年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

項 目	注 記 事 項
1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記	<p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券 <ul style="list-style-type: none"> 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式など <ul style="list-style-type: none"> …原価法（売却原価は移動平均法により算定） <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 3年～50年 その他 3年～15年</p> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(8) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>なお、債務者の区分は「自己査定マニュアル」に則り、次のとおり分類しております。</p> <p>a 正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。</p> <p>b 要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど債務の履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者、または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。</p> <p>c 破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）。</p> <p>d 実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。</p> <p>e 破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p>

項 目	注 記 事 項								
1 重要な会計方針にかかるとする事項に関する注記	<p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見積額を計上しております。</p> <p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、愛媛 J Aバンクの信用事業の再編・強化を図り、もって J Aバンクの信用向上に資することを目的に、「愛媛県 J Aバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。</p> <p>(9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。</p> <p>(10) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。</p>								
2 会計方針の変更に関する注記	<p>(1) 当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、当事業年度の計算書類への影響はありません。</p> <p>(2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）などを当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過措置の取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度の計算書類への影響はありません。</p>								
3 表示方法の変更に関する注記	<p>農協法施行規則第127条第3項第1号、第204条第1項第1号の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されたことに伴い、当事業年度よりリスク管理債権の範囲や債権の分類にかかわる情報を「貸借対照表に関する注記」に記載しております。</p>								
4 会計上の見積りに関する注記	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額 貸倒引当金 82百万円</p> <p>② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」〔(8)引当金の計上方法〕〔①貸倒引当金〕に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞などによる貸出金の返済能力への影響が懸念されますが、政府・自治体の経済対策や金融機関による支援などにより、債務者区分などへの大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。</p> <p>c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や個別貸出先の業績変化などにより、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>								
5 貸借対照表に関する注記	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,244百万円であります。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、複合機およびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年以内</th> <th style="text-align: center;">1年超</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td style="text-align: center;">11百万円</td> <td style="text-align: center;">4百万円</td> <td style="text-align: center;">15百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 為替決済の担保として預金 30,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券 700百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取り扱いの担保として預金 30百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、外国証券に合計24,589百万円含まれております。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円であります。</p> <p>(6) 子会社等に対する金銭債務の総額は、441百万円であります。</p>		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	11百万円	4百万円	15百万円
	1年以内	1年超	合計						
オペレーティング・リース	11百万円	4百万円	15百万円						

項 目	注 記 事 項														
5 貸借対照表に関する注記	<p>(7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(8) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(9) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="518 369 1061 504"> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>危険債権額</td> <td>47 百万円</td> </tr> <tr> <td>三月以上延滞債権額</td> <td>－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>47 百万円</td> </tr> </table> <p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。</p> <p>危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。</p> <p>三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>(10) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10百万円であります。</p> <p>(11) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は73,293百万円であります。</p> <p>(12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金17,840百万円が含まれております。</p>	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	0 百万円	危険債権額	47 百万円	三月以上延滞債権額	－ 百万円	貸出条件緩和債権額	－ 百万円	合計額	47 百万円				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	0 百万円														
危険債権額	47 百万円														
三月以上延滞債権額	－ 百万円														
貸出条件緩和債権額	－ 百万円														
合計額	47 百万円														
6 損益計算書に関する注記	<table border="0" data-bbox="414 1086 957 1276"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>0 〃</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>－ 〃</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>302百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>302 〃</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>－ 〃</td> </tr> <tr> <td>(3) 貸出金償却はありません。</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円	うち事業取引高	0 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃	(2) 子会社等との取引による費用総額	302百万円	うち事業取引高	302 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃	(3) 貸出金償却はありません。	
(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円														
うち事業取引高	0 〃														
うち事業取引以外の取引高	－ 〃														
(2) 子会社等との取引による費用総額	302百万円														
うち事業取引高	302 〃														
うち事業取引以外の取引高	－ 〃														
(3) 貸出金償却はありません。															
7 金融商品に関する注記	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、愛媛県を事業区域として、地元のJAなどが会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容およびそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式および外貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、債権および投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しております。</p> <p>これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べ方法（繰延ヘッジ）を適用しております。</p>														

項 目	注 記 事 項
7 金融商品に関する注記	<p>③ 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理担当部署は信用状況をモニタリングしております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。</p> <p>有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理担当部署において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。</p> <p>そのうち金利リスクについては、ALMにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。</p> <p>金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理担当部署において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合VaRにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。</p> <p>また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理</p> <p>当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理</p> <p>当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。</p> <p>総務担当部署で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。</p> <p>(d) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。</p> <p>(e) 市場リスクにかかる定量的情報</p> <p>当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。</p> <p>当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。</p> <p>当会のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間1,200営業日）により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で14,443百万円であります。</p> <p>なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達にかかる流動性リスクの管理</p> <p>当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによる場合、当該価額が異なる場合もあります。</p>

項 目	注 記 事 項		
7 金融商品に関する注記	(2) 金融商品の時価等に関する事項		
	① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式などについては、次表には含めず③に記載しております。		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	981,022 百万円	981,029 百万円	7 百万円
金銭の信託			
その他の金銭の信託	29,323 〃	29,323 〃	— 〃
有価証券			
その他有価証券	622,431 〃	622,431 〃	— 〃
貸出金			
貸倒引当金	81 〃		
貸倒引当金控除後	93,445 〃	93,838 〃	393 〃
資産計	1,726,222 〃	1,726,622 〃	400 〃
貯金	1,674,847 〃	1,674,862 〃	15 〃
負債計	1,674,847 〃	1,674,862 〃	15 〃
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,605) 百万円	(1,605) 百万円	— 百万円
デリバティブ取引計	(1,605) 〃	(1,605) 〃	— 〃
	(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。 2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金21,998百万円を含めております。 3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。		
	② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明		
	【資産】		
	a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。		
	b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。		
	c 有価証券 有価証券は市場価格または取引金融機関等から提示された価格により算定しております。		
	d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。		
	【負債】		
	a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。		
	【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれております。		

項 目	注 記 事 項																																																																										
7 金融商品に関する注記	<p>③ 市場価格のない株式などは次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #4f81bd; color: white;">貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">外 部 出 資</td> <td style="text-align: right;">76,118 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">981,022 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">27,556 〃</td> <td style="text-align: right;">22,384 〃</td> <td style="text-align: right;">48,175 〃</td> <td style="text-align: right;">68,437 〃</td> <td style="text-align: right;">107,531 〃</td> <td style="text-align: right;">335,997 〃</td> </tr> <tr> <td> <small>その他有価証券のうち満期があるもの</small></td> <td style="text-align: right;">27,556 〃</td> <td style="text-align: right;">22,384 〃</td> <td style="text-align: right;">48,175 〃</td> <td style="text-align: right;">68,437 〃</td> <td style="text-align: right;">107,531 〃</td> <td style="text-align: right;">335,997 〃</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">18,466 〃</td> <td style="text-align: right;">16,687 〃</td> <td style="text-align: right;">11,533 〃</td> <td style="text-align: right;">8,112 〃</td> <td style="text-align: right;">7,031 〃</td> <td style="text-align: right;">31,694 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">1,027,044 〃</td> <td style="text-align: right;">39,072 〃</td> <td style="text-align: right;">59,709 〃</td> <td style="text-align: right;">76,550 〃</td> <td style="text-align: right;">114,562 〃</td> <td style="text-align: right;">367,692 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）1,669百万円については「1年以内」に含めております。 また、期限のない劣後特約貸出金17,840百万円については「5年超」に含めております。</p> <p>⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯金</td> <td style="text-align: right;">1,652,756 百万円</td> <td style="text-align: right;">47 百万円</td> <td style="text-align: right;">36 百万円</td> <td style="text-align: right;">1 百万円</td> <td style="text-align: right;">7 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡性貯金</td> <td style="text-align: right;">21,998 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">1,674,754 〃</td> <td style="text-align: right;">47 〃</td> <td style="text-align: right;">36 〃</td> <td style="text-align: right;">1 〃</td> <td style="text-align: right;">7 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。</p>	貸借対照表計上額		外 部 出 資	76,118 百万円		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	981,022 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	有価証券	27,556 〃	22,384 〃	48,175 〃	68,437 〃	107,531 〃	335,997 〃	<small>その他有価証券のうち満期があるもの</small>	27,556 〃	22,384 〃	48,175 〃	68,437 〃	107,531 〃	335,997 〃	貸出金	18,466 〃	16,687 〃	11,533 〃	8,112 〃	7,031 〃	31,694 〃	合 計	1,027,044 〃	39,072 〃	59,709 〃	76,550 〃	114,562 〃	367,692 〃		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,652,756 百万円	47 百万円	36 百万円	1 百万円	7 百万円	－ 百万円	譲渡性貯金	21,998 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	合 計	1,674,754 〃	47 〃	36 〃	1 〃	7 〃	－ 〃
貸借対照表計上額																																																																											
外 部 出 資	76,118 百万円																																																																										
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																					
預け金	981,022 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																																					
有価証券	27,556 〃	22,384 〃	48,175 〃	68,437 〃	107,531 〃	335,997 〃																																																																					
<small>その他有価証券のうち満期があるもの</small>	27,556 〃	22,384 〃	48,175 〃	68,437 〃	107,531 〃	335,997 〃																																																																					
貸出金	18,466 〃	16,687 〃	11,533 〃	8,112 〃	7,031 〃	31,694 〃																																																																					
合 計	1,027,044 〃	39,072 〃	59,709 〃	76,550 〃	114,562 〃	367,692 〃																																																																					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																					
貯金	1,652,756 百万円	47 百万円	36 百万円	1 百万円	7 百万円	－ 百万円																																																																					
譲渡性貯金	21,998 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃																																																																					
合 計	1,674,754 〃	47 〃	36 〃	1 〃	7 〃	－ 〃																																																																					
8 有価証券に関する注記	<p>(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。 その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="background-color: #d9ead3;">貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの</td> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">117,949 百万円</td> <td style="text-align: right;">105,253 百万円</td> <td style="text-align: right;">12,695 百万円</td> </tr> <tr> <td> 国 債</td> <td style="text-align: right;">21,040 〃</td> <td style="text-align: right;">20,830 〃</td> <td style="text-align: right;">209 〃</td> </tr> <tr> <td> 社 債</td> <td style="text-align: right;">11,422 〃</td> <td style="text-align: right;">11,295 〃</td> <td style="text-align: right;">127 〃</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">85,486 〃</td> <td style="text-align: right;">73,128 〃</td> <td style="text-align: right;">12,358 〃</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">280,424 〃</td> <td style="text-align: right;">265,938 〃</td> <td style="text-align: right;">14,486 〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td style="text-align: right;">398,373 〃</td> <td style="text-align: right;">371,191 〃</td> <td style="text-align: right;">27,181 〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="background-color: #d9ead3;">貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの</td> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">9,566 百万円</td> <td style="text-align: right;">9,628 百万円</td> <td style="text-align: right;">△ 61 百万円</td> </tr> <tr> <td> 国 債</td> <td style="text-align: right;">3,866 〃</td> <td style="text-align: right;">3,883 〃</td> <td style="text-align: right;">△ 17 〃</td> </tr> <tr> <td> 地方債</td> <td style="text-align: right;">1,561 〃</td> <td style="text-align: right;">1,569 〃</td> <td style="text-align: right;">△ 7 〃</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">4,138 〃</td> <td style="text-align: right;">4,175 〃</td> <td style="text-align: right;">△ 36 〃</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">214,490 〃</td> <td style="text-align: right;">227,511 〃</td> <td style="text-align: right;">△ 13,020 〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td style="text-align: right;">224,057 〃</td> <td style="text-align: right;">237,139 〃</td> <td style="text-align: right;">△ 13,082 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">622,431 〃</td> <td style="text-align: right;">608,331 〃</td> <td style="text-align: right;">14,099 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注) 上記差額合計から繰延税金負債 3,905百万円を差し引いた金額10,194百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。</p> <p>(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>売却額</th> <th>売却益</th> <th>売却損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">20,000百万円</td> <td style="text-align: right;">2,412百万円</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">20,000 〃</td> <td style="text-align: right;">2,412 〃</td> <td style="text-align: right;">22 〃</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	債 券	117,949 百万円	105,253 百万円	12,695 百万円	国 債	21,040 〃	20,830 〃	209 〃	社 債	11,422 〃	11,295 〃	127 〃	その他	85,486 〃	73,128 〃	12,358 〃	その他	280,424 〃	265,938 〃	14,486 〃		小 計	398,373 〃	371,191 〃	27,181 〃	貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	債 券	9,566 百万円	9,628 百万円	△ 61 百万円	国 債	3,866 〃	3,883 〃	△ 17 〃	地方債	1,561 〃	1,569 〃	△ 7 〃	その他	4,138 〃	4,175 〃	△ 36 〃	その他	214,490 〃	227,511 〃	△ 13,020 〃		小 計	224,057 〃	237,139 〃	△ 13,082 〃	合 計		622,431 〃	608,331 〃	14,099 〃		売却額	売却益	売却損	債 券	20,000百万円	2,412百万円	22百万円	合 計	20,000 〃	2,412 〃	22 〃
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額																																																																							
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	債 券	117,949 百万円	105,253 百万円	12,695 百万円																																																																							
	国 債	21,040 〃	20,830 〃	209 〃																																																																							
	社 債	11,422 〃	11,295 〃	127 〃																																																																							
	その他	85,486 〃	73,128 〃	12,358 〃																																																																							
	その他	280,424 〃	265,938 〃	14,486 〃																																																																							
	小 計	398,373 〃	371,191 〃	27,181 〃																																																																							
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	債 券	9,566 百万円	9,628 百万円	△ 61 百万円																																																																							
	国 債	3,866 〃	3,883 〃	△ 17 〃																																																																							
	地方債	1,561 〃	1,569 〃	△ 7 〃																																																																							
	その他	4,138 〃	4,175 〃	△ 36 〃																																																																							
	その他	214,490 〃	227,511 〃	△ 13,020 〃																																																																							
	小 計	224,057 〃	237,139 〃	△ 13,082 〃																																																																							
合 計		622,431 〃	608,331 〃	14,099 〃																																																																							
	売却額	売却益	売却損																																																																								
債 券	20,000百万円	2,412百万円	22百万円																																																																								
合 計	20,000 〃	2,412 〃	22 〃																																																																								

項 目	注 記 事 項																		
9 金銭の信託に関する注記	<p>金銭の信託に関する事項 その他の金銭の信託は、次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;"></th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">貸借対照表計上額</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">取得原価</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">差額</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">その他の金銭の信託</td> <td style="background-color: #ffffcc;">29,323百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">28,345百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">977百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">1,134百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">157百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1.上記差額合計から繰延税金負債270百万円を差し引いた金額706百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。</p>						貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の金銭の信託	29,323百万円	28,345百万円	977百万円	1,134百万円	157百万円		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの														
その他の金銭の信託	29,323百万円	28,345百万円	977百万円	1,134百万円	157百万円														
10 退職給付に関する注記	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。</p> <p>② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">763百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">59 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△110 〃</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">期末における退職給付引当金</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">712 〃</td> </tr> </table> <p>③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">712百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">退職給付引当金</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">712百万円</td> </tr> </table> <p>④ 退職給付に関する損益</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">簡便法で計算した退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">59百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、12百万円となっております。また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、134百万円となっております。</p>					期首における退職給付引当金	763百万円	退職給付費用	59 〃	退職給付の支払額	△110 〃	期末における退職給付引当金	712 〃	退職給付債務	712百万円	退職給付引当金	712百万円	簡便法で計算した退職給付費用	59百万円
期首における退職給付引当金	763百万円																		
退職給付費用	59 〃																		
退職給付の支払額	△110 〃																		
期末における退職給付引当金	712 〃																		
退職給付債務	712百万円																		
退職給付引当金	712百万円																		
簡便法で計算した退職給付費用	59百万円																		

項 目	注 記 事 項																																																							
11 税効果会計に関する注記	<p>(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">197 百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">17 /</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td style="text-align: right;">697 /</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">39 /</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">10 /</td> </tr> <tr> <td>支払奨励金の未払利息</td> <td style="text-align: right;">195 /</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">567 /</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">14 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">1,739 /</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△698 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td style="text-align: right;">1,040 /</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td> 其他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△4,176 百万円</td> </tr> <tr> <td> 外債未収利息</td> <td style="text-align: right;">△24 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td> <td style="text-align: right;">△4,200 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td style="text-align: right;">△3,160 /</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">27.7</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△3.1</td> <td style="text-align: right;">/</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td style="text-align: right;">△11.2</td> <td style="text-align: right;">/</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">0.4</td> <td style="text-align: right;">/</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.0</td> <td style="text-align: right;">/</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">14.0</td> <td style="text-align: right;">/</td> </tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	197 百万円	賞与引当金超過額	17 /	相互援助積立金超過額	697 /	未払事業税	39 /	役員退職慰労引当金超過額	10 /	支払奨励金の未払利息	195 /	繰延ヘッジ損益	567 /	その他	14 /	繰延税金資産小計	1,739 /	評価性引当額	△698 /	繰延税金資産合計 (A)	1,040 /	繰延税金負債		其他有価証券評価差額金	△4,176 百万円	外債未収利息	△24 /	繰延税金負債合計 (B)	△4,200 /	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△3,160 /	法定実効税率 (調整)	27.7	%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.1	/	事業分量配当金	△11.2	/	評価性引当額の増減	0.4	/	その他	0.0	/	税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.0	/
繰延税金資産																																																								
退職給付引当金超過額	197 百万円																																																							
賞与引当金超過額	17 /																																																							
相互援助積立金超過額	697 /																																																							
未払事業税	39 /																																																							
役員退職慰労引当金超過額	10 /																																																							
支払奨励金の未払利息	195 /																																																							
繰延ヘッジ損益	567 /																																																							
その他	14 /																																																							
繰延税金資産小計	1,739 /																																																							
評価性引当額	△698 /																																																							
繰延税金資産合計 (A)	1,040 /																																																							
繰延税金負債																																																								
其他有価証券評価差額金	△4,176 百万円																																																							
外債未収利息	△24 /																																																							
繰延税金負債合計 (B)	△4,200 /																																																							
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△3,160 /																																																							
法定実効税率 (調整)	27.7	%																																																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	%																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.1	/																																																						
事業分量配当金	△11.2	/																																																						
評価性引当額の増減	0.4	/																																																						
その他	0.0	/																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.0	/																																																						
12 持分法損益等に関する注記	<p>関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>関連法人等に対する投資の金額</td> <td style="text-align: right;">60</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資の金額</td> <td style="text-align: right;">240</td> <td style="text-align: right;">/</td> </tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資損失の金額</td> <td style="text-align: right;">△8</td> <td style="text-align: right;">/</td> </tr> </table>	関連法人等に対する投資の金額	60	百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	240	/	持分法を適用した場合の投資損失の金額	△8	/																																														
関連法人等に対する投資の金額	60	百万円																																																						
持分法を適用した場合の投資の金額	240	/																																																						
持分法を適用した場合の投資損失の金額	△8	/																																																						
13 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。</p>																																																							

注記表

令和2年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

項 目	注 記 事 項				
1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記	<p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券 <ul style="list-style-type: none"> 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定） <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3年～15年</td> </tr> </table> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(8) 引当金の計上方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 貸倒引当金 <p>貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>なお、債務者の区分は「自己査定マニュアル」に則り、次のとおり分類しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 正常先 <p>業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。</p> b 要注意先 <p>金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど債務の履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者、または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。</p> c 破綻懸念先 <p>現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）。</p> d 実質破綻先 <p>法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。</p> e 破綻先 <p>法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。</p> ② 賞与引当金 <p>賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。</p> ③ 退職給付引当金 <p>退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> ④ 役員退職慰労引当金 <p>役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見込額を計上しております。</p> 	建 物	3年～50年	その他	3年～15年
建 物	3年～50年				
その他	3年～15年				

項 目	注 記 事 項								
1 重要な会計方針にかかると注記に関する注記	<p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、愛媛 J Aバンクの信用事業の再編・強化を図り、もって J Aバンクの信用向上に資することを目的に、「愛媛県 J Aバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。</p> <p>(9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。</p> <p>(10) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。</p>								
2 表示方法の変更に関する注記	<p>新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当事業年度より貸倒引当金に関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しております。</p>								
3 会計上の見積りに関する注記	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額 貸倒引当金 91百万円</p> <p>② 識別した項目にかかると重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」〔(8)引当金の計上方法〕〔①貸倒引当金〕に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞などによる貸出金の返済能力への影響が懸念されますが、政府・自治体の経済対策や金融機関による支援などにより、債務者区分などへの大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。</p> <p>c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や個別貸出先の業績変化などにより、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>								
4 貸借対照表に関する注記	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,222百万円であります。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、複合機およびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>12百万円</td> <td>15百万円</td> <td>28百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 為替決済の担保として預金 30,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券 2,044百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取り扱いの担保として預金 30百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、外国証券に合計23,525百万円含まれております。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円であります。</p> <p>(6) 子会社等に対する金銭債務の総額は、479百万円であります。</p> <p>(7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(8) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(9) 貸出金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は47百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	12百万円	15百万円	28百万円
	1年以内	1年超	合計						
オペレーティング・リース	12百万円	15百万円	28百万円						

項目	注記事項												
4 貸借対照表に関する注記	<p>(10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は47百万円であり、なお、(9)から(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>(13) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、当期末残高はありません。</p> <p>(14) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は71,298百万円であります。</p> <p>(15) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 17,840百万円が含まれております。</p>												
5 損益計算書に関する注記	<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引高</td> <td>0 〃</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引以外の取引高</td> <td>- 〃</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>317百万円</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引高</td> <td>317 〃</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引以外の取引高</td> <td>- 〃</td> </tr> </table> <p>(3) 貸出金償却はありません。</p>	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円	うち事業取引高	0 〃	うち事業取引以外の取引高	- 〃	(2) 子会社等との取引による費用総額	317百万円	うち事業取引高	317 〃	うち事業取引以外の取引高	- 〃
(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円												
うち事業取引高	0 〃												
うち事業取引以外の取引高	- 〃												
(2) 子会社等との取引による費用総額	317百万円												
うち事業取引高	317 〃												
うち事業取引以外の取引高	- 〃												
6 金融商品に関する注記	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針 当会は、愛媛県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容およびそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式および外貨建外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。 また、有価証券は、債権および投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。 また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べ方法（繰延ヘッジ）を適用しております。</p> <p>③ 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。 貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理担当部署は信用状況をモニタリングしております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。 有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理担当部署において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。</p>												

項 目	注 記 事 項
6 金融商品に関する注記	<p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。 そのうち金利リスクについては、ALMにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理担当部署において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合VaRにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。 また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理 当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 総務担当部署で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。</p> <p>(d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。</p> <p>(e) 市場リスクにかかる定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。 当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間1,200営業日）により算出しており、令和3年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で14,182百万円であります。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達にかかる流動性リスクの管理 当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なる場合もあります。</p>

項目	注記事項		
6 金融商品に関する注記	(2) 金融商品の時価等に関する事項		
	① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。		
	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	1,035,128 百万円	1,035,139 百万円	11 百万円
金銭の信託			
その他の金銭の信託	21,317 〃	21,317 〃	— 〃
有価証券			
その他有価証券	587,413 〃	587,413 〃	— 〃
貸出金	100,621 〃		
貸倒引当金	△89 〃		
貸倒引当金控除後	100,531 〃	101,182 百万円	651 百万円
資産計	1,744,391 〃	1,745,053 〃	662 〃
貯金	1,675,755 〃	1,675,782 〃	26 〃
借入金	20,900 〃	20,900 〃	— 〃
負債計	1,696,655 〃	1,696,682 〃	26 〃
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(950) 百万円	(950) 百万円	— 百万円
デリバティブ取引計	(950) 〃	(950) 〃	— 〃
	(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金351百万円を含めております。 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金12,718百万円を含めております。 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。		
	② 金融商品の時価の算定方法		
	【資産】		
	a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。		
	b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。		
	c 有価証券 有価証券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格により算定しております。		
	d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。		
	【負債】		
	a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。		
	b 借入金 借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。		
	【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、先物為替予約取引であり、取引先金融機関から提示された価格となっております。		

項 目	注 記 事 項																																																																																	
6 金融商品に関する注記	<p>③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #4f81bd; color: white;">貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">外 部 出 資</td> <td style="text-align: right;">76,113 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">1,035,128 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">9,749 〃</td> <td style="text-align: right;">30,015 〃</td> <td style="text-align: right;">22,429 〃</td> <td style="text-align: right;">40,397 〃</td> <td style="text-align: right;">65,433 〃</td> <td style="text-align: right;">397,706 〃</td> </tr> <tr> <td> <small>その他有価証券のうち満期があるもの</small></td> <td style="text-align: right;">9,749 〃</td> <td style="text-align: right;">30,015 〃</td> <td style="text-align: right;">22,429 〃</td> <td style="text-align: right;">40,397 〃</td> <td style="text-align: right;">65,433 〃</td> <td style="text-align: right;">397,706 〃</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">21,031 〃</td> <td style="text-align: right;">15,662 〃</td> <td style="text-align: right;">13,528 〃</td> <td style="text-align: right;">8,741 〃</td> <td style="text-align: right;">6,622 〃</td> <td style="text-align: right;">34,683 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">1,065,909 〃</td> <td style="text-align: right;">45,678 〃</td> <td style="text-align: right;">35,957 〃</td> <td style="text-align: right;">49,138 〃</td> <td style="text-align: right;">72,056 〃</td> <td style="text-align: right;">432,389 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）2,991百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金17,840百万円については「5年超」に含めております。</p> <p>⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯金</td> <td style="text-align: right;">1,662,958 百万円</td> <td style="text-align: right;">36 百万円</td> <td style="text-align: right;">38 百万円</td> <td style="text-align: right;">3 百万円</td> <td style="text-align: center;">0 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡性貯金</td> <td style="text-align: right;">12,718 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">13,100 〃</td> <td style="text-align: right;">3,100 〃</td> <td style="text-align: right;">3,200 〃</td> <td style="text-align: right;">1,500 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">1,688,776 〃</td> <td style="text-align: right;">3,136 〃</td> <td style="text-align: right;">3,238 〃</td> <td style="text-align: right;">1,503 〃</td> <td style="text-align: center;">0 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。</p>	貸借対照表計上額		外 部 出 資	76,113 百万円		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	1,035,128 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	有価証券	9,749 〃	30,015 〃	22,429 〃	40,397 〃	65,433 〃	397,706 〃	<small>その他有価証券のうち満期があるもの</small>	9,749 〃	30,015 〃	22,429 〃	40,397 〃	65,433 〃	397,706 〃	貸出金	21,031 〃	15,662 〃	13,528 〃	8,741 〃	6,622 〃	34,683 〃	合 計	1,065,909 〃	45,678 〃	35,957 〃	49,138 〃	72,056 〃	432,389 〃		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,662,958 百万円	36 百万円	38 百万円	3 百万円	0 百万円	－ 百万円	譲渡性貯金	12,718 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	借入金	13,100 〃	3,100 〃	3,200 〃	1,500 〃	－ 〃	－ 〃	合 計	1,688,776 〃	3,136 〃	3,238 〃	1,503 〃	0 〃	－ 〃
貸借対照表計上額																																																																																		
外 部 出 資	76,113 百万円																																																																																	
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																												
預け金	1,035,128 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																																												
有価証券	9,749 〃	30,015 〃	22,429 〃	40,397 〃	65,433 〃	397,706 〃																																																																												
<small>その他有価証券のうち満期があるもの</small>	9,749 〃	30,015 〃	22,429 〃	40,397 〃	65,433 〃	397,706 〃																																																																												
貸出金	21,031 〃	15,662 〃	13,528 〃	8,741 〃	6,622 〃	34,683 〃																																																																												
合 計	1,065,909 〃	45,678 〃	35,957 〃	49,138 〃	72,056 〃	432,389 〃																																																																												
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																												
貯金	1,662,958 百万円	36 百万円	38 百万円	3 百万円	0 百万円	－ 百万円																																																																												
譲渡性貯金	12,718 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃																																																																												
借入金	13,100 〃	3,100 〃	3,200 〃	1,500 〃	－ 〃	－ 〃																																																																												
合 計	1,688,776 〃	3,136 〃	3,238 〃	1,503 〃	0 〃	－ 〃																																																																												
7 有価証券に関する注記	<p>(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。 その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="background-color: #d9ead3;">貸借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの</td> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">123,419 百万円</td> <td style="text-align: right;">110,592 百万円</td> <td style="text-align: right;">12,827 百万円</td> </tr> <tr> <td> 国 債</td> <td style="text-align: right;">17,427 〃</td> <td style="text-align: right;">17,038 〃</td> <td style="text-align: right;">389 〃</td> </tr> <tr> <td> 地方債</td> <td style="text-align: right;">3,244 〃</td> <td style="text-align: right;">3,224 〃</td> <td style="text-align: right;">19 〃</td> </tr> <tr> <td> 社 債</td> <td style="text-align: right;">11,825 〃</td> <td style="text-align: right;">11,643 〃</td> <td style="text-align: right;">182 〃</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">90,923 〃</td> <td style="text-align: right;">78,686 〃</td> <td style="text-align: right;">12,236 〃</td> </tr> <tr> <td> そ の 他</td> <td style="text-align: right;">281,430 〃</td> <td style="text-align: right;">269,103 〃</td> <td style="text-align: right;">12,327 〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td style="text-align: right;">404,850 〃</td> <td style="text-align: right;">379,695 〃</td> <td style="text-align: right;">25,155 〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="background-color: #d9ead3;">貸借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの</td> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">5,619 百万円</td> <td style="text-align: right;">5,663 百万円</td> <td style="text-align: center;">△ 43 百万円</td> </tr> <tr> <td> 地方債</td> <td style="text-align: right;">1,499 〃</td> <td style="text-align: right;">1,500 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 0 〃</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">4,120 〃</td> <td style="text-align: right;">4,163 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 43 〃</td> </tr> <tr> <td> そ の 他</td> <td style="text-align: right;">176,943 〃</td> <td style="text-align: right;">182,911 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 5,967 〃</td> </tr> <tr> <td> 小 計</td> <td style="text-align: right;">182,563 〃</td> <td style="text-align: right;">188,574 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 6,011 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">587,413 〃</td> <td style="text-align: right;">568,270 〃</td> <td style="text-align: right;">19,143 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 上記差額合計から繰延税金負債 5,302百万円を差し引いた金額13,840百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。</p> <p>(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>売却額</th> <th>売却益</th> <th>売却損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">72,853 百万円</td> <td style="text-align: right;">1,370 百万円</td> <td style="text-align: right;">1 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,255 〃</td> <td style="text-align: right;">100 〃</td> <td style="text-align: right;">50 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">76,109 〃</td> <td style="text-align: right;">1,470 〃</td> <td style="text-align: right;">52 〃</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの	債 券	123,419 百万円	110,592 百万円	12,827 百万円	国 債	17,427 〃	17,038 〃	389 〃	地方債	3,244 〃	3,224 〃	19 〃	社 債	11,825 〃	11,643 〃	182 〃	その他	90,923 〃	78,686 〃	12,236 〃	そ の 他	281,430 〃	269,103 〃	12,327 〃		小 計	404,850 〃	379,695 〃	25,155 〃	貸借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの	債 券	5,619 百万円	5,663 百万円	△ 43 百万円	地方債	1,499 〃	1,500 〃	△ 0 〃	その他	4,120 〃	4,163 〃	△ 43 〃	そ の 他	176,943 〃	182,911 〃	△ 5,967 〃	小 計	182,563 〃	188,574 〃	△ 6,011 〃	合 計		587,413 〃	568,270 〃	19,143 〃		売却額	売却益	売却損	債 券	72,853 百万円	1,370 百万円	1 百万円	その他	3,255 〃	100 〃	50 〃	合 計	76,109 〃	1,470 〃	52 〃				
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額																																																																														
貸借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの	債 券	123,419 百万円	110,592 百万円	12,827 百万円																																																																														
	国 債	17,427 〃	17,038 〃	389 〃																																																																														
	地方債	3,244 〃	3,224 〃	19 〃																																																																														
	社 債	11,825 〃	11,643 〃	182 〃																																																																														
	その他	90,923 〃	78,686 〃	12,236 〃																																																																														
	そ の 他	281,430 〃	269,103 〃	12,327 〃																																																																														
	小 計	404,850 〃	379,695 〃	25,155 〃																																																																														
貸借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの	債 券	5,619 百万円	5,663 百万円	△ 43 百万円																																																																														
	地方債	1,499 〃	1,500 〃	△ 0 〃																																																																														
	その他	4,120 〃	4,163 〃	△ 43 〃																																																																														
	そ の 他	176,943 〃	182,911 〃	△ 5,967 〃																																																																														
	小 計	182,563 〃	188,574 〃	△ 6,011 〃																																																																														
合 計		587,413 〃	568,270 〃	19,143 〃																																																																														
	売却額	売却益	売却損																																																																															
債 券	72,853 百万円	1,370 百万円	1 百万円																																																																															
その他	3,255 〃	100 〃	50 〃																																																																															
合 計	76,109 〃	1,470 〃	52 〃																																																																															

項 目	注 記 事 項														
8 金銭の信託に関する注記	<p>(1) 金銭の信託に関する事項 その他の金銭の信託は、次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;"></th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">貸借対照表計上額</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">取得原価</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">差額</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">その他の金銭の信託</td> <td style="background-color: #ffffcc;">21,317百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">21,053百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">263百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">357百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">94百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1.上記差額合計から繰延税金負債73百万円を差し引いた金額190百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。</p>		貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の金銭の信託	21,317百万円	21,053百万円	263百万円	357百万円	94百万円		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの										
その他の金銭の信託	21,317百万円	21,053百万円	263百万円	357百万円	94百万円										
9 退職給付に関する注記	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。</p> <p>② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">770百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">54 〳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△61 〳</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">期末における退職給付引当金</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">763 〳</td> </tr> </table> <p>③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">763百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">退職給付引当金</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">763百万円</td> </tr> </table> <p>④ 退職給付に関する損益</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">簡便法で計算した退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">54百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、12百万円となっております。また、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、145百万円となっております。</p>	期首における退職給付引当金	770百万円	退職給付費用	54 〳	退職給付の支払額	△61 〳	期末における退職給付引当金	763 〳	退職給付債務	763百万円	退職給付引当金	763百万円	簡便法で計算した退職給付費用	54百万円
期首における退職給付引当金	770百万円														
退職給付費用	54 〳														
退職給付の支払額	△61 〳														
期末における退職給付引当金	763 〳														
退職給付債務	763百万円														
退職給付引当金	763百万円														
簡便法で計算した退職給付費用	54百万円														

項 目	注 記 事 項																																																
10 税効果会計に関する注記	<p>(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">211 百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">20 /</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td style="text-align: right;">680 /</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">23 /</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">8 /</td> </tr> <tr> <td>支払奨励金の未払利息</td> <td style="text-align: right;">203 /</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">78 /</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">16 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">1,241 /</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△681 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td style="text-align: right;">560 /</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△5,375 百万円</td> </tr> <tr> <td>外債未収利息</td> <td style="text-align: right;">△12 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td> <td style="text-align: right;">△5,388 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td style="text-align: right;">△4,828 /</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">27.7 %</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2 %</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△3.9 /</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td style="text-align: right;">△14.0 /</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">0.5 /</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.0 /</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">10.5 /</td> </tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	211 百万円	賞与引当金超過額	20 /	相互援助積立金超過額	680 /	未払事業税	23 /	役員退職慰労引当金超過額	8 /	支払奨励金の未払利息	203 /	繰延ヘッジ損益	78 /	その他	16 /	繰延税金資産小計	1,241 /	評価性引当額	△681 /	繰延税金資産合計 (A)	560 /	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△5,375 百万円	外債未収利息	△12 /	繰延税金負債合計 (B)	△5,388 /	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△4,828 /	法定実効税率 (調整)	27.7 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9 /	事業分量配当金	△14.0 /	評価性引当額の増減	0.5 /	その他	0.0 /	税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.5 /
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	211 百万円																																																
賞与引当金超過額	20 /																																																
相互援助積立金超過額	680 /																																																
未払事業税	23 /																																																
役員退職慰労引当金超過額	8 /																																																
支払奨励金の未払利息	203 /																																																
繰延ヘッジ損益	78 /																																																
その他	16 /																																																
繰延税金資産小計	1,241 /																																																
評価性引当額	△681 /																																																
繰延税金資産合計 (A)	560 /																																																
繰延税金負債																																																	
その他有価証券評価差額金	△5,375 百万円																																																
外債未収利息	△12 /																																																
繰延税金負債合計 (B)	△5,388 /																																																
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△4,828 /																																																
法定実効税率 (調整)	27.7 %																																																
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2 %																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9 /																																																
事業分量配当金	△14.0 /																																																
評価性引当額の増減	0.5 /																																																
その他	0.0 /																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.5 /																																																
11 持分法損益等に関する注記	<p>関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>関連法人等に対する投資の金額</td> <td style="text-align: right;">60 百万円</td> </tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資の金額</td> <td style="text-align: right;">248 /</td> </tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資利益の金額</td> <td style="text-align: right;">10 /</td> </tr> </table>	関連法人等に対する投資の金額	60 百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	248 /	持分法を適用した場合の投資利益の金額	10 /																																										
関連法人等に対する投資の金額	60 百万円																																																
持分法を適用した場合の投資の金額	248 /																																																
持分法を適用した場合の投資利益の金額	10 /																																																
12 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。</p>																																																